

令和6年度
(2024年度)

保健所の取り組み

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、多様化し、かつ高度化する保健、衛生、生活環境に関する市民の需要に対応するために、平時から危機発生に備えた体制整備や人材育成に取り組み、専門的かつ技術的業務の推進を図ります。

- ① 健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ② 安全で快適な生活環境の確保
- ③ 専門的かつ技術的業務の推進

<部の構成>

保健医療課
保健衛生課
保健予防課

<主な担当事務>

- (1) 健康危機管理に関すること
- (2) 医事及び薬事に関すること
- (3) 精神保健及び自殺対策に関すること
- (4) 食品衛生・環境衛生に関すること
- (5) 狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること
- (6) 感染症及び予防接種に関すること
- (7) 難病対策に関すること

重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度中に保健所を移転する計画としており、今年度は改修工事を予定しています。この移転の機会をとらえ、健康危機管理対策の取り組みを推進するため、保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図ります。多目的に活用できる諸室を整備し、プライバシーに配慮した相談や集団での健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、移転後は市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

重点的な取り組み：生活環境に関する衛生水準の向上

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、全ての食品事業者に義務化されているHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理について、さらなる定着と継続的な改善を図るために、独自に作成した啓発動画や簡便に計画・記録が作成できるツール等を活用して指導・助言を行い、食中毒などの健康危機事象発生時の未然防止に努めます。

重点的な取り組み：動物愛護・適正飼養の推進

【施策シート：07-02】

動物愛護の取り組みとして、イベントや講習会の開催による適正飼養啓発、飼主への飼い方指導などを行います。また、捕獲・収容またはやむを得ず飼い主から引き取った犬・猫の譲渡の促進を図り、引き続き、殺処分ゼロをめざします。さらに、ペットや飼い主のいない猫の過剰繁殖

による生活環境被害を抑制するための不妊手術費に対する補助を拡充するとともに、地域猫への補助の要件を緩和し、動物と共存できるまちづくりに取り組みます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
犬猫の譲渡・返還数割合 （飼い主への返還、新たな飼い主へ譲渡した件数／保健所で引き取った犬猫の件数（年度単位））	75%	75%

重点的な取り組み：不妊治療ペア検査費助成事業の実施

【施策シート：14—01】

将来的に子どもを授かることを希望する夫婦を対象に、夫婦そろって早期に不妊症の検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊症の検査費用についての助成を開始します。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
夫婦そろって早期に不妊検査を受けることにより、適切な医療に繋がった割合 （検査後に不妊治療を開始した件数／助成件数）	80%	新規事業のため実績なし

重点的な取り組み：定期接種となる新型コロナワクチンの接種体制の整備

今年度の新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、予防接種法に基づく定期接種として65歳以上の高齢者や60～64歳で重症化リスクの高い方を対象に、秋冬に1回の接種を実施します。インフルエンザ予防接種と同様の運用方法とし、接種を希望する全ての対象者が早期にスムーズに接種を受けられるよう、接種体制を整えます。

重点的な取り組み：事前対応型の感染症対応の推進

今般の新型コロナ感染症対応の経験を踏まえ、感染症が発生してから防疫措置を講じる事後対応だけでなく、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図るため感染症発生動向調査を適切に実施する体制の整備、感染症予防計画、健康危機対処計画等に基づく取り組みを実施します。これにより、平時から感染症の発生及びまん延を防止し、差別や偏見につながる理解を進めることに重点を置いた事前対応の施策を推進します。

重点的な取り組み：高度医療機器使用の難病患者への災害時支援

【施策シート：06—03】

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者やその介護者に対し、関係機関と連携し、災害時個別支援計画を作成するとともに必要な災害訓練を実施します。また、令和5年度から開始した高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の利用等を通じて、平時から患者自身の災害時の備えを促進します。あわせて市内の保健・医療関係機関で構

成する難病ネットワーク等を通じて、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
「療養生活について相談できる人がいる、または困っていない」と回答した割合 （アンケートに上記回答した件数／難病患者更新受付時アンケート回答数）	95%以上	87.4%